

# 伊勢物語「皇太后宮越後本・大島本」考

山 田 清 市

## 一

伊勢物語第六十九段、すなわち伊勢齋宮談を巻頭に配す、いわゆる小式部内侍本の所在については、平安末期の顯昭の『古今集註』等の所記によつて窺知できるところであるが、その伝本は現存せず、僅かに大島本伊勢物語付載の二十四章段等の断片によつて、その片鱗を今に伝えるだけである。

その二十四章段の本文の前には周知のごとく

或本云

これよりしもは、この本になきをえりいでてかきつらねたる也。小式部内侍が自筆の本にあるなり

と記すところから、その二十四章段が顯昭の記す小式部内侍本の断片と目されてきたわけである。ところがこの事について、右の断片は後の増変を経たものであり、顯昭の記す原小式部内侍本とは別のものであると提唱されたのは関良一氏であつた(1)。

関氏は原小式部本の伝来と形態について、左のごとく規定された。

(一) 伝来 小式部内侍―母和泉式部……中原師安―顯輔―清輔

(二) 段序 69段(君やこし) ↓ 11段(わするなよ)

顯昭

(三) 歌数 二〇五首

(四) 段歌の存否 「越後本」本文(十二段・十八首)を欠く

右の四項をあげられ、その中、(四)の点について関氏は、「しかるに現『小式部本』は前節に表示せるごとく、顯輔本すなわち原小式部本に存してはならないところの『越後本』本文七段を有している。すなわち『原小式部本』の性質の(四)に矛盾している。これが私が、現『小式部本』と原『小式部本』とを別本とする主なる理由である」とされたのである。

さて関氏があげられた「越後本」本文七段とは、大島本第二部に付載を見る十二章段の本文部分を指すが、その本文の前に、

或本此物語ハ心とめてみずは、こきあぢはひいでこじとぞふるき人ハいひける

顯輔卿本にて所書写也。件本ハ大外記師安本也。小式部内侍自筆之由所注也。雖然不審事、件本ニ今書付也。和歌二百五首、其後以或証本令比校テ又一本校了。件兩本次第無相違、三宮御本云々、仍付其等也、自此下物語ハ他本令有事等を追書入也。皇太后宮越後本云々

とあり、次に紙面を改めて十二章段の本文を

117・115・116・B・C・114・D・E・F・37・G・30  
{28 (数字は定家本章段・B↓Gは定家本非見章段)

の順に記載する。右の十二章段が大島本第一部の原体本文に関係を持たないことは、小式部内侍本の「君やこし」の歌に始まる形態を毫も示さないばかりでなく、十二章段中の114・37・3028の三章段が、第一部の原体本文部分に存在していることから明白である。

さて十二章段の依拠本について、故池田亀鑑博士は、(1)十二章段のすべてが越後本にもとづくものか、(2)前半六段は神宮本、または三宮御本にもとづくものか、(3)後半六段は越後本にもとづくものか等について考察を加えられ、「後半六段をも、果たして皇太后宮越後本と認むべきであるか否かについてさへ、疑念を抱かざるを得ない」とされつつも、「今は仮りに前掲十二章段を皇太后宮越後本に存した章段と認めて置き、後日の明証を俟って、或は疑問を解決し、或は、誤れるを訂正したいと思ふ」と慎重を期されたのである(2)。

まことに前掲の識語は明瞭さを欠き、そこにさまざまの解釈が生まれてくるのであるが、十二章段が皇太后宮越後本ともみなされる根拠は、先掲識語の末尾にある、

自此下物語ハ他本令有事等を追書入也。皇太后宮越後本云々

の傍線部「他本」の語が「越後本」を指すという考え方が可能であるからである。この見方に立つ限り、関氏の前記の提言もまたきわめて妥当性を帯びてくるわけである。

## 二一

ところで右の点について、大きな疑義を投じたのは一誠堂藏、伝為相筆本の出現であった。該本については、すでに大津有一博士によって紹介されているが(3)、それによると、鎌倉期の書写本で、胡蝶装の墨付七十六枚の奥に、

業平略伝や勅物を記し、次に

書本云、顯輔卿本にて所書写也。件本ハ大外記師安本也。小式部内侍自筆之由、所注也。雖然不審事件本ニ令書附也。和詞二百五首、其後以或證本令比較了。又以或一本校了。件兩本次第無相違。三宮御本云々。仍附其等也。自此下物語ハ他本令有事追書入也。

本云

建久元年八月六日於安部山門書了。以皇后宮越後本所書写也云々

という識語を記載するのである。この識語は大島本第二部の前掲識語と殆ど同一であるが、伝為相筆本の方には見ることなく、

自此下物語ハ他本令有事追書入也

の次に記す「皇太后宮越後本云々」の記載がなく、改めて「本云」と記し、書写年月と書写場所を記した下に、越後本をもって書写したと記すのである。

さて大島本第一部原本本文と、伝為相本原本本文とは同系統の書本であろうことを、大津博士は章段配置比較表や、一部の本文、勅物対照表等を掲出して想定されたのである。しかし伝為相筆本は、99段以降において、大島本付載部分に該当する十二章段の最初に位置する77段までの間にかけて、欠落を持つ書本であることがその決定をさまたげるのである。しかしながら大島本付載部分の識語に形態上の相違を示す、伝為相筆本の識語の方が正しければ、大島本付載十二章段のすべてが、越後本であろうとする想定は、根底から失われることになってくるのである。何故なら

ば、伝為相筆本の識語の形からすると、「頭輔卿本にて書写」云々の識語は、越後本の内容には関係を持たなくなり、あくまでそれは、越後本と離れて独立した奥書のみ転載となるからである。

もしそこに大島本付載の識語の形態が原形であったと仮定してみても、伝為相筆本の記し方によれば、改めて「本云」と記し、書写年月やその場所を記載したあとへ位置づけて

以皇后宮越後本所書写也云々

と記載する必然性は全く見出しがたいのであって、これはやはり、伝為相筆本が示す原形態のものから大島本の方が、この部分を省略転載した結果でないかと疑われてくるのである。

よって改めて、大島本付載識語の記し方に注目すると「頭輔卿本にて」と書き出されるこの識語は一面余を占有して「自此下物語ハ他本令有事等を追書入也」まで、一字の間隙もなく書き続けられているにかかわらず、最後の「世」字と、次の「皇太后宮越後本云々」につづく「皇」の字間だけが完全に一字分余りの明瞭な空白を置くのである。この識語の示す書写形式から推して、前記識語の「他本」の語が「皇太后宮越後本云々」を指すことになるのであったら、このような記し方が、この部分に限ってなされることはないはずである。すなわちこの空白部分の持つ意味は、「皇太后宮越後本云々」の部分だけが、最初の形態へ補入されたことを有力に物語るものといえるであろう。しかもそれが省略された記載であろうことを伺わせるのは、大島本の書写形式は人物の略伝勅物等、漢字で記す一行行数は全部八行以下に記し、この部分も例外でないが、その最後の八行目の書写形式をそのまま掲出すると

追書入也 皇太后宮越後本云々

山田清市  
となり、「云々」の二字が「本」の右下に小さく記入され、以下の紙面に余白がない書式である。すなわち「追書入

也」の下の部分に右以上の字数は入らない状態を示している。そして次は紙面が改まり、勢語付載本文が最初から書き出されている点から勘案すると、余白部分に制約されて、依拠本の名前だけを省略記載した疑いが強く生じてくるのである。

如上の理由によって「皇太后宮越後本云々」の記載事項が、本来から大島本に見るごとく「頭輔卿本にて」云々以下の識語に付属していたものでなく、後の補入部分とみなされてくることによって、それが不当でなければ関氏の提唱された原小式部内侍本存在の最大理由は失われてくることになるのである。尚、関氏は原小式部本存在の副次的理由として、「清輔が袋草子によって原小式部本を了承していたにもかかわらず、現小式部本に見える四首の

いざさくらわれもちりなん

はるのいろのいたりいたらぬ

さよふけてなかばたけゆく

ころをぞわりなきものと

所収歌が、前田家本清輔古今集に『在伊勢物語』等の注記を怠っていることから、原小式部本にはそれらがなかった」とされるが、同論考の六條本考におかれて、関氏は清輔本古今集の勢語関係歌に「在伊勢物語」等の注記を持たないものをすべて掲出され、計二十首にもわたってそれらの注記が見えないことを改めて指摘され、その典拠勢語が「そのようにきわめて略本的であると推測しなければならぬことは不自然である」と結論づけておられるごとく、その欠脱状況から推して小式部本関係歌の前記四首に見る注記の欠脱も、当然あり得るものとして認めて、何等不都合ではなくなるのである。

三

それならば、大島本原体部分と付載十二章段の依拠本の問題、および伝為相筆本との関係等は、どうなるのであろうか。

そこで先ず、伝為相筆本の性格を見究める必要が生ずるわけである。それが大島本と深くかかわりあい、大体、同系統に立つ書本と見なされていることは、すでにふれたところであるが、しかし、内部に検討を加えると、形態・内容的に同一のものでは決していないのである。大島本原体部分と伝為相筆本の比較において、先ず伝為相本は大島本原体部分の第五十六段の章段を全く保有していない。五十六段は、定家本で示せば、

昔おとこ、ふしておもひおきておもひ、おもひあまりて

わが袖は草のいほりにあらねども

くるればつゆのやどりなりけり

という短い章段で、この歌が何に依拠しているか不明で、勢語の原形に本来から存在していたかどうかも判然としないう面を持つのであるが、しかしここは伝為相筆本の脱落とみなすことも可能であるから、これのみでは両者の系統別が論じられないことは勿論である。ところがその章段配置において、両者に注目される異同は

伝為相筆本	大島本	阿波本・日大本・谷森本・神宮本・塗籠本
70	70	
71	71	
72	73	
73	74	
74	75	
75	72	
76	76	
		定家本系・泉州本・通具本

みるごとく、大島本は定家本該当章段の72段が75段の次に位置していて、これに章段配列を等しくする書本として、前掲表下の五本が該当し、伝為相筆本はこれらの書本と画然と袂を分つて、定家本系統や、泉州本、通具本と系列を等しくする線につながってくるのである。

かといって定家本系や通具本系にも属さないことは、この二系統には存在せず、広本系の大島本・阿波本・日本  
・谷森本・神宮本・泉州本にのみ存在しているところの(A)段と呼称される

あめのいみしうふりくらしつとめてもなをいみしうふるにあるひとのかりやりし

ふりくらしふりくらしつるあめのをとを

つれなきひとのころともかな

かへし

ややもせは風にしたかふあめのをとを

たえぬころにかけすもあらなん(阿波本)

の章段を、前記六本と同様に八十一段の次に配して記載を見ることがからも明らかである。すなわち右の二点のみについては、泉州本と一致を示すものであり、このことは泉州本との関係を伺わせるものとして注目されることである。以上のことよって、章段配列における大島本との異同をみたが、更に本文上の特質について検討を加えてみなければならぬ。両者における異同部分を以下四例ずつ掲げる。



22	章段	大島本(第一部)	伝為相筆本
とりやなぎなん			とりやなぎなんいにしへよりもあはれにおほえてかよひける
78			
28			
27			
20	章段	大島本(第一部)	伝為相筆本
80			
38			
19			
5	章段	大島本(第一部)	伝為相筆本

等のはっきりした本文異同を示すばかりか、大島本のみにあって、伝為相筆本に存在しない本文例としては

というような事例を見出すが、反対に伝為相筆本にあって大島本にはない例として、

39	いたるといふ人女くるまとみて	いたるといふ人これもものみにこの車に女くるまとみて
66	ひきゐてなきさを	ひきゐてなにはのかたにいきけりなきさを
76	かなしとや思ひけんしらすかし	かなしとや思けんいかゝ思ひけんしらす

等の特質を指摘できるのであって、これらはあくまで紙面上、四例ずつに限った例示に過ぎず、たとえば四十九歌の「うらわかみねよげに見ゆる」歌の返歌

はつくさのなごめづらしきことの葉ぞ

うらなく物を思ひけるかな

を伝為相筆本は記載するが、大島本には「或本在此返歌」として記しているものであって、大島本と章段配置、本文等を等しくする同系統の阿波本等にもこの返歌は見えず、明らかにその注記のごとく大島本原形には存在しなかつたことが伺われ、これを持つ伝為相筆本は、如上の本文比較の点からも、やはり大島本と系統を異にするものと認めざるを得ないのである。

更に伝為相筆本の持つ99段以降125段までの欠落部分の章段は恐らく阿波本系によって示される章段と同じような形態を持つものであっただろうと推測される。何故ならば、その付載部分十四章段は原体部分にないため、他本より抜書転載されたとみなされるが、原体部分の125段以前に付載章段中の114段より119段を持たない書本は阿波本系に限られてくるからである。大島本の原体部分も阿波本等と同系統に立つことは、118 119の両段が大島本に「或本有此」として

補入されている事実、114段がその他では全く段序を等しくする阿波本系の四本に見えないことから大島本の挿入と見なされること等、大島本の原形は阿波本等の形態とその祖形を等しくすることが明らかに看取され、よってそれら三章段を含みぬ大島本の原形と伝為相筆本の99段以降章段が形態的に接近するものとみなされるのである。かくて大島本は125段のあとに付載関係章段を記載することによって、伝為相筆本もまた付載部分の十四章段（大島本によって117段を補う）は、伝為相筆本原形部分に存在しない章段を、他本より抜書転載したものと考えられてくるのである。しかもそれらのあとに伝為相筆本が「以皇后宮越後本所書写也云々」（注 皇后宮は皇太后宮の誤写と見なされる）と記しているところを勘案すると、伝為相筆本の原形部分こそが皇太后宮越後本そのものと認定されてくるのである。いま念のため大津博士があげておられる章段比較表の付載部分のみを掲出すると

大島本	伝為相筆本
117	(欠)
115	115
116	B
B	C
C	114
114	D
D	E
E	F
F	37
37	G
G	30
30	118
	119

右章段の中、大島本118 119両段は125段前に補入されたことはその注記に示す通りであり、大島本にこれらの十二章段が付載されたのはその原形部分が原皇太后宮越後本と同様類似の形態を有しながら、これら付載章段を欠いていたためと考えられるのである。

#### 四

さて大島本付載章段に該当する伝為相筆本十四章段は付載的性格を持つものでなく、本来そのような章段配列を持

つ書本でなかったかと想定してみた場合、その原形部分にすでに存在する37段と30段の両段が重複していることにおいて、その想定はしりぞけられるのである。また付載という考え方をとってみてもその点では同様であるが、しかし30段の付載本文を原形部分の本文と比較してみると

章段	伝為相筆本(原体部分)	(同) 付載部分
30	<p>むかしをとこはつかなりける女のもとに あふことはたまのをはかりおもほえて つらきころのなかくみゆらん</p>	<p>むかしをとこはつかなりける女のもとに あふことはたまのをはかりおもほえて つらきころのなかくみゆらん といへりてまたほとへて なとてかくあふこかたみとなりけん みつもらさしとむすひしものを</p>

みるごとく付載部分の方には「などてかく」の一首が多く記載されている。この歌は定家本二十八段の歌で、この形態は付載部分依拠本の誤りと目されるが、とにかく原体部分の章段構成と異なっているため、採録したとみなすことは十分根拠が与えられるであろう。次に今一つ37段の場合である。

章段	伝為相筆本(原体部分)	(同) 付載部分
37	<p>むかしをとこいろこのむ女をかたらひてうしろめ たくや思けん われならてしたひもとくなあさかほの ゆふかけまたぬはなにはありとも</p>	<p>むかしをとこいろこのみなる女にあえりけるうしろ めたくや思ひけん われならてしたひもとくなあさかほの ゆふかけまたぬはなにはありとも</p>

かへし

ふたりしてむすひしひもをひとりして  
あひみるまてはとかしと思ふ

かえし

ふたりしてむすひしひもをひとりして  
あひみるまてはとかしと思ふ

みるごとく両者の歌句は同一で、地の詞章部分が多少の異同を持つだけである。それだけの理由で付載したと見るとは困難であるが、その詞章部分に異同をみることは、すくなくともその原体部分の本文系統と付載部分の依拠本が異なっていることを暗示せしめるので、よってこれら十四章段が異系統の他本より付載されたものであることを物語るものといえるようである。ところでこの37段の付載だけは、付載者の記憶錯誤の結果とみなすことも、あながち不当でないかもしれない。この点について注目されるのは次の事実である。すなわち、泉州本はこの付載部分において、

泉州本	B C 114 D E F (欠) G 30
大島本付載部分	B C 114 D E F 37 G 30

とみるごとく、問題の37段はこれを欠いているのである。この点のみの形からは、そこに泉州本の先行性を伺わせるようであるが、しかし大島本や伝為相筆本原体部分と比較して、大島本等にはないH段の「むかしおとこ女のうひもぎけるを」を10段の次に持ち、更にK段の「むかしおとこすするなる所に」や、P段の「むかしすき物ともあつまりて」等を12段以前に内包している泉州本の現存形からは、むしろ後の付加増変を伺わせるので、大島本等に先行するとはみなしがたく、広本系中、125段以前には最大の章段を有して、しかも重複章段を一つも持たない状態から推すと、定

家本系等の段序に影響されて、それら付載章段を125段以前に配した形跡が伺われる点から、その際に37段の重複に気づいて削除した疑いが生じてくることによって、いずれとも俄かに決定は下せないわけである。しかしながらすくなくとも、以下の理由によって、大島本付載章段の原拠本と、伝為相筆本の親本には37段が付載されていたとみなざるを得ないのである。何故ならば、大島本付載章段が伝為相筆本のそれをそのまま直接転載したとすると、伝為相筆本には、

なかそらにたちある雲のあともなく  
 身のはかなくもなりぬへきかな

のE段の歌を、詞書のみで欠落しており、大島本にそれを持つことは、その関係を否定するのである。反対にまた伝為相筆本が大島本付載章段をそのまま記したとするなら、大島本付載部分に存在しない118119の兩段を伝為相筆本が記載することもまたその想定を妨げるわけである。万一、大島本に「或本有此」として125段以前の原体部分に記す兩段の注記に気づいて、その兩段を最後の部分へ転載したと仮定すると、

章段	大島本(原体部分)	伝為相筆本(付載部分)
118	昔おとこひさしくを、とせてわするゝ心もなし、ま いらこむといひければ 玉かつらはふ木あまたになりぬれば たえぬことのはうれしけもなし	昔をとこひさしくおともせて、わするゝ心もなしま いらこんといへりければ 玉かつらはふ木あまたになりぬれ口 たえぬ心のうれしけもなし

両者に直接関係があるとするなら、右のようにその僅かな字量にもかかわらず、このような本文異同をおこすこと

はないであろう。とするならば両者の付載部分は直接の關係なくそれぞれの親本に依拠していることが看取され、しかも両者に37段の付載を見ることは、とりもなおさず、その両者の原拠本そのものにそれが存在したことを物語るのである。このことは118・119の兩段の記載位置が大島本においては125段以前に意識的に注記をもつて移動せしめているが、一方の伝為相筆本のそれには、そうした面は見えず、したがって親本の形をそのまま示していることになるわけである。とするならば、大島本、伝為相筆本両者における付載部分の段序の異同も、恐らく伝為相筆本の方が原形に近く、大島本のそれは意識的な移動によつてもたらされた結果によるものと想定されるわけである。かくて両者の原拠本に37段が存在したとみなされるにかかわらず、泉州本にはこの37段が付載章段群の配列中に存在しないのは、やはり当初の想定のごとく、泉州本における意識的な削除と考える方が蓋然性が高いであろう。

とまれ以上の考察によつて、従来、大島本付載十二章段を指して「皇太后宮越後本」と称されたのは、実は越後本の原形部分に、他本より転載された章段となつてくるわけであり、よつて従来の呼称は「越後本付載章段」と改称されるべきであろう。皇太后宮越後本とは実に、伝為相筆本原体部分に示される形態を有するものであり、それはまぎれもなく初冠本であつたのである。そしてその章段順序は81段の次にA段を配し99段以降、125段までの段序は前述の推定のごとく阿波本等に示されるものと等しく、102・103・104・105の四章段を108段の次に、88段を120段の前に持つ形態のものであつたと想定されるのである。

ところで、付載部分の識語や十四章段は、越後本成立当初のものか、それとも後の付載にかかるものであるか、即断は許されないが、越後本を以て書写したとなす伝為相筆本奥書の形態より推すならば、恐らく当初より存在していたものと思われる。とするならば、大島本、伝為相筆本両者に存在する前掲の付載部分の識語、「顛輔卿本にて所書

写也。件本ハ大外記師安本也」云々の記載もまた、皇太后宮越後本に本来転載されていたものであることを物語り、両者の記載はその原形を伝えるものとなるようである。右の識語のみを単に伝為相筆本が、大島本の記載によって転載したものでないことは左記のごとき異同を示して、伝為相筆本の方がむしろ正しいと認められる点において裏づけられるのである。

其後以<sup>二</sup>或證本<sup>一</sup>令比較て又一本校了(大島本)

其後以<sup>二</sup>或證本<sup>一</sup>令<sup>二</sup>比較<sup>一</sup>了、又以<sup>二</sup>或<sup>一</sup>一本<sup>二</sup>校<sup>一</sup>了(伝為相筆本)

かくて以上の検討によって、伝為相筆本の原体部分は皇太后宮越後本の系統を今に伝えるものであり、その付載十  
四章段は小式部内侍本とかかわりを持たず、したがって原小式部内侍本の存在を否定させる結果を見たのである。ま  
こと平安末期における勢語の有力な伝本たる「皇太后宮越後本」の形態と性格を今に伝えるものとして、伝為相筆本  
の存在はまことに貴重な存在であることを知らされたのである。

## 五

さて最後に伝為相筆本、すなわち越後本と形態的にきわめて近接した位置にある大島本の性格を明らかにしておか  
ねばならない。大島本が六条家顕昭の手を経たものでないかということはその行間や末尾に施されている詳密な勘物  
等によって推定されてきたのであるが、今、顕昭の『古今集註』に記載を見る勢語関係所引の本文について勢語定家  
本系と対校し、その両者間に著しい異同を示し、その『古今集註』の異同箇所にはば一致を示してくるのは、大島本  
系であることが知られるのである。



章段	古今集註(統々群書類従)	大島本	定家本
69	カロウジテ女コ、ロアハセテ	からうじて女こゝろをあはせて	からうじて
69	ホリカワノ大将大郎基経ノヲトウド	ほりかはの大将大郎もつねのを	ほりかはのおとゞたるうくにつね
6	国経ノ大納言	とゞくにつねの大納言	の大納言
19	女ノゴタチナリケルヲ	女のごたちなりける人を	女の方にごたちなりける人を
19	アルモノカトモオボエズ	あるものともおぼえず	ある物かとも思たらす
19	オトコアマタモタリケル人ニナムアリケル	おとこあまたもたりける人になん	おとこある人となんいひける
41	イトキヨゲナルロウサウノ	いとぎよげなるろうさうの	いとぎよらなるろうさうの
41	タマカタトキニミイデヤルトテ	たゞかたときにしいでゝやるとて	みいでゝやるとて
49	ムスバムコトヲコソオモヘ	むすばんことをこそおもへ	むすばむことをしそ思
65	ムカシオボエニテ	むかしおぼえにて	むかしおほやけおぼして
65	殿上ニアリケル	殿上にあるける	殿上にさふらひける
65	カムナギ陰陽師ヨビテ	かひなぎ陰陽師よびて	おむやうじかむなぎよびて
65	ミカドキコシメシテ	みかどきこしめして	みかどきこしめしつけて
65	トナキヨリケレバ	となきをりければ	となきをれば
65	タノムラムコソ	たのむらんこそ	思ふらんこそ
65	二條ノ后トゾ	二條后とも	五條の後とも
69	齋宮ナルケル人ノ御ヲヤ三條ノ町惟	齋宮なりける人のをや三条のまち	齋宮なりける人のおや
69	番ノミコノ母也	これたかのみこのはゝなり	ねむごろにいたづきけり
69	ネンゴロニイタワリケリ	ねむごろにいたはりけり	女もはたいとあはじとも
69	女モハタイトモテハナレテシモ	女はいともてはなれてしも	

69	ヒトメイトシゲケレバ	ひとめいとしげければ	人めしげゝれば
69	オボロナルニ人カゲノシケレバミイ	をぼろなるに人かげのしけるをみ	おぼろなるに
69	ダシケレバ	いだしければ	
69	ヨヒトサダメヨ	よ人さだめよ	こよひさだめよ
69	カケタリケレバ	かけたたりければ	かけたる
69	タチヌベケレバ	たちぬべければ	たちなむとすれば
76	二條ノキサキマダミヤスドコロ	二條のきさきのまだみやすどころ	二條の後のまだ春宮のみやすん所
76	ツカウマツリケル兵衛ツカサニサブ	つかうまつりける近衛司にさぶらひける	このゑつかさにさぶらひける
76	ラヒケル	ひける	
76	カナシトヤオモヒケム	かなしとや思ひけん	かなしとや思ひけん

みるごとく『古今集註』引用本文と定家本系とが顕著な対立を示す異同箇所は右のごとく大島本が強固な一致を示すのみならず、同系統の阿波本・日本本・谷森本・神宮本も小異を除き、その特質部分が大島本に一致してくるのである。この点について、大島本と形態的に一番近い関係にある越後本（伝為相筆本）と対照、例示すれば

章段	古今集註	大島本	伝為相筆本	定家本
41	タマカタトキニミイデテ ヤルトテ	たゞかたときにしいでゝ やるとて	みいでゝやるとて	みいでゝやるとて
65	ムカシオボエニテ	むかしおほえにて	むかしおほやけおほして	むかしおほやけおほして
76	ツカウマツリケル兵衛ツ カサニサブラヒケル	つかうまつりける近衛司 にさぶらひける	このゑづかさにさぶらひ ける	このゑづかさにさぶらひ ける
76	カナシトヤオモヒケム	かなしとや思ひけん	かなしとや思ひけんいか ゞ思ひけん	かなしとや思ひけむ ゞ思ひけむ

のごとき異同を示し、それが定家本系本文に一致を示す点からも、誤写等によって生じたものでなく、伝為相筆本が明らかに大島本に対立する系統本であることが確認されるのである。次にまた泉州本と対照して例示すると

章段	古今集註	大島本	泉州本	定家本
6	カrouジテ女コ、ロアハセテ 女モハタイトモテハナレ テシモ	からうじて女こゝろをあはせて 女はいともてはなれてし も	からうじて 女もはたいとあはじとも おぼろなるに	からうじて 女もはたいとあはじとも おぼろなるに
69	オボロナルニ人カゲノシ ケレバミイダシケレバ カナシトヤオモヒケム	をぼろなるに人かげのし けるをみいだしければ かなしとや思ひけん	かなしとやおおもひけむい かとおもひけむ	かなしとやおおもひけむい かとおもひけむ
76				

これまた顕著な異同を示して『古今集註』と大島本の示す本文に遠くはなれるのであり、通具本においては、前掲表の『古今集註』本文にかえて近接するものだけを全部示せば（下段・通具本）

- 68 カナムギ陰陽師ヨビテ……かなむぎおんやうじよびて
- 69 齋宮ナルケル人ノ御ヲヤ三條ノ町惟喬ノミノノ母也……さいぐうなりける人のをや三條のまちこれたかのみこのはは也

- 69 ヨヒトサダメヨ……よひとさだめよ
- 70 二條ノキサキマダミヤスドロコ……二條のきさぎのまだみやす所
- と一致するものは全体で四例のみであり、朱雀院塗籠本も同様に近接するものだけを全部あげると（下段・塗籠本）

(6) カロウジテ女ココロアハセテ……からうじてをんなのこころあはせて

(19) 女ノゴタチナリケルヲ……女ごたちなりける人

(41) タダカタトキニミイデヤルトテ……ただかたときにみいでて

(63) カムナギ陰陽師ヨビテ……かむなぎ陰陽師して

(69) カケタリケレバ……かけたなりければ

(69) タチヌベケレバ……たちぬべければ

と六例のみの近似を見出すにすぎない。かくて、大島本第一部の原体本文は顯昭の『古今集註』引用本文に最も多くの適合例を持ち、したがって大島本を顯昭本系統と認定してさしつかえないことが認められるのである。事実、『古今集註』には勢語117段の引用本文があり、その冒頭には「或本云」と記され、同様119段の「かたみこそ」の歌注のあとに「此ウタハ伊勢物語ニ書ル本モアリ普通本ニハナシ」と記されていて、125段以前に右の二章段を持たない大島本の性格に適合しているのである。ところがこの点については更に115段の「おきのゐて」歌において「此歌無證本」在「伊勢物語」と勢語本文を引用しているので問題になるが、顯昭は前記117段の注文に

或本ニハ昔太上天皇住吉ニ行幸シ給ヒシニトカケリ

或本ニハムカシ奈良ノミカドトカケリ

或本ニハミカドトカキタルニ平城天皇勸付タリ

と記すごとく、多くの勢語諸本を披見しており、「おきのゐて」歌が清輔本古今集に「或本有此歌」として記すような性格を持つところから、参考的に勢語諸本の一本によってその本文を引用したのであろう。事実、125段以前に前記

117 119の兩段を持たないのは、大島本系に限られることからそれは裏づけられるのである。

かくて大島本本体部分は顯昭本であり、その付載十二章段が越後本付載部分より採録されたことが判明することによって、それは大島本第二部の最後に位置して記載されている部分の識語

写本云

以顯昭阿闍梨并皇太后宮越後本書写所云々

と記す意味に、内容的にまさに符合して、如上の論証を正当づけるのである。

そのことは更に、右の識語を最初に記した人物によって、越後本による付載がなされたことが伺われる。すなわち118 119の兩段を125段以前に「或本有此」として注記補入し、越後本により付載部分の「顯輔卿本にて所書写也」云々の識語および付載章段等を配したものと思われる。このことは大島本と章段順序や本文系統を等しくする阿波本・日本・谷森本・神宮本等には右の識語を持たず、また125段以後の付載章段がこの四本とも一致を示すにかかわらず、ただ大島本のそれのみが前述のごとく異なることにおいて、如上の想定を裏書するからである。

(昭和四八年八月十日脱稿)

(注)

(1) 關良一氏「伊勢物語散佚諸本管見」、山形大学紀要第三号、昭二六・三

(2) 池田龜鑑氏著『伊勢物語に就きての研究・研究篇』昭九・五

(3) 大津有一氏編『伊勢物語に就きての研究・補遺篇』昭三六・一二

筆者は本学教授・国文学